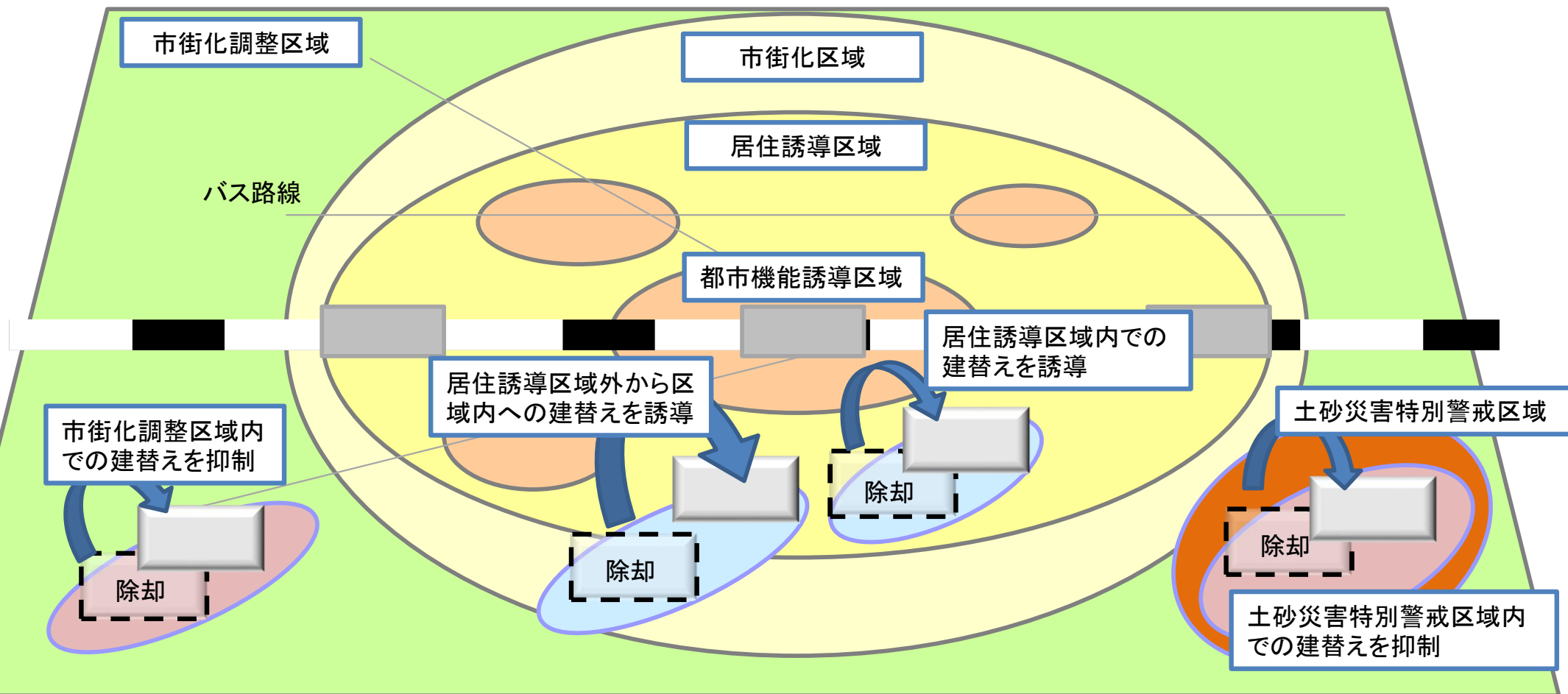


○事業内容

公営住宅の事業主体が既存の公営住宅を除却し非現地への建替えを行う場合、新たに建てられる公営住宅の土地が立地適正化計画に基づく居住誘導区域内であれば、除却費・移転費を助成する。

また市街化調整区域内、土砂災害特別警戒区域内等での現地建替えについては補助率を引き下げる。



○経過措置

災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域または地すべり防止区域と重複する区域)において現地建替えをする際、令和6年度までに調査設計に着手する場合は除く。